

高速自動車国道中央自動車道
西宮線等に関する協定

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙１—２、別紙１—４から別紙１—６、別紙１—９、別紙１—１２、別紙１—２４、別紙１—２５、別紙１—２７、別紙１—３１、別紙１—３９、別紙１—４７、別紙１—５１、別紙１—６９、別紙１—７０、別紙１—７４、別紙１—９９、別紙１—１０４、別紙１—１０５、別紙１—１０７、別紙１—１１４、別紙１—１１５、別紙１—１１９、別紙１—１２１、別紙１—１２３から別紙１—１２５、別紙１—１２７から別紙１—１３０、別紙１—１３２から別紙１—１５６、別紙１—１５８から別紙１—１６１、別紙１—１６３から別紙１—１７０を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

滋賀県大津市上田上牧町	から
京都府城陽市寺田金尾	まで

(ロ) 延長

滋賀県大津市上田上牧町	から	25. 1 キロメートル
京都府城陽市寺田金尾	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
滋賀県大津市上田上牧町 から 京都府城陽市寺田金尾 まで	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県大津市上田上牧町 から 京都府城陽市寺田金尾 まで	120	25.1	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

(3. 50メートル) (暫定4車線)
3. 50メートル、3. 75メートル 6車線

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
滋賀県大津市上田上牧町	から	(4車線)	(6車線)	(暫定4車線)
京都府城陽市寺田金尾	まで	6車線	6車線	6車線

(ト)路肩の標準幅員

滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	(1. 75×2) 2. 50×2	(3. 50) 5. 00	(1. 75) 2. 50	(1. 25) 1. 25	(3. 00) 3. 75	(暫定4車線) 6車線

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
滋賀県大津市上田上牧町 から	4. 50メートル(土工部)	
京都府城陽市寺田金尾 まで	4. 50メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道307号	京都府綴喜郡 宇治田原町大字郷之口	立体接続	宇治原インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道24号	京都府城陽 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ

(4)工事予算

837, 673 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日 (暫定4車線供用)

令和 13 年 3 月 31 日 (6車線化完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

974, 236 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 927, 496 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

京都府八幡市美濃山荒坂	から
大阪府高槻市原	まで

(ロ) 延長

京都府八幡市美濃山荒坂	から	10.7 キロメートル
大阪府高槻市原	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
京都府八幡市美濃山荒坂	から	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)
大阪府高槻市原	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府八幡市美濃山荒坂	から	120	10.7	
大阪府高槻市原	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
京都府八幡市美濃山荒坂 大阪府高槻市原	から まで	(4車線) 6車線	(6車線) 6車線	(暫定4車線) 6車線

(ト)路肩の標準幅員

京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	(1. 75×2) 2. 50×2	(3. 50) 5. 00	(1. 75) 2. 50	(1. 25) 1. 25	(3. 00) 3. 75	(暫定4車線) 6車線

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
京都府八幡市美濃山荒坂	から	4. 50メートル(土工部)	
大阪府高槻市原	まで	4. 50メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号 (第二京坂道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ
府道八幡京田辺インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ

(4)工事予算

630, 566 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日 (暫定4車線供用)

令和 13 年 3 月 31 日 (6車線化完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

704, 594 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 671, 052 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大阪府高槻市原	から
大阪府箕面市下止々呂美	まで

(ロ) 延長

大阪府高槻市原	から	18.0 キロメートル
大阪府箕面市下止々呂美	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
大阪府高槻市原 から 大阪府箕面市下止々呂美 まで	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2 級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府高槻市原 から 大阪府箕面市下止々呂美 まで	120	18.0	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府高槻市原 大阪府箕面市下止々呂美	から まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
大阪府高槻市原から	4. 50メートル(土工部)	
大阪府箕面市下止々呂美まで	4. 50メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道 西宮線	大阪府高槻市 宮が谷	立体接続	高槻ジャンクション・インターチェンジ
府道伏見柳谷高槻線	大阪府高槻市 成合	立体接続	高槻ジャンクション・インターチェンジ
府道茨木摂津線	大阪府茨木市 千提寺	立体接続	茨木千提寺インターチェンジ
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面とどろみインターチェンジ
一般国道423号 バイパス	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面とどろみインターチェンジ

(4)工事予算

383, 403 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日

平成 29 年 12 月 10 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 16 日 (一部完成)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

409, 342 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 403, 085 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大阪府箕面市下止々呂美	から
兵庫県神戸市北区八多町	まで

(ロ) 延長

大阪府箕面市下止々呂美	から	22. 6 キロメートル
兵庫県神戸市北区八多町	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
大阪府箕面市下止々呂美	から	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)
兵庫県神戸市北区八多町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府箕面市下止々呂美	から	120	22.6	
兵庫県神戸市北区八多町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府箕面市下止々呂美 兵庫県神戸市北区八多町	から まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
大阪府箕面市下止々呂美	から	4. 50メートル(土工部)	
兵庫県神戸市北区八多町	まで	4. 50メートル(橋梁部)	
		メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道川西インター線	兵庫県川西市 西畦野	立体接続	川西インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県神戸市 北区八多町	立体接続	神戸ジャンクション
山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市 北区八多町	平面接続	神戸ジャンクション

(4)工事予算

384, 946 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

平成 29 年 12 月 10 日 (箕面とどろみIC～川西IC 供用開始)

平成 30 年 3 月 18 日 (川西IC～神戸JCT 供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

415, 808 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 411, 299 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道姫路鳥取線
(兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 姫路鳥取線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

兵庫県たつの市新宮町角亀	から
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで

(ロ) 延長

兵庫県たつの市新宮町角亀	から	11.5 キロメートル
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
兵庫県たつの市新宮町角亀	から	第1種第3級	道路構造令
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県たつの市新宮町角亀	から	80	11.5	
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県たつの市新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市山崎町市場 まで	2車線	4車線	用地買収については、 現地条件等を勘案した 上で、当面、暫定二車 線施工に必要となる用 地を取得するものとす る。

(ト)路肩の標準幅員

兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 5 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
兵庫県たつの市新宮町角亀	から	メートル(土工部)	
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで	メートル(橋梁部)	
		メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道播磨新宮インター線	兵庫県たつの市新宮町光都三丁目	立体接続	播磨新宮インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県宍粟市山崎町市場	立体接続	宍粟ジャンクション

(4)工事予算

74, 058 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 3 月 12 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

82, 117 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 81, 511 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線
(徳島県徳島市東沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

徳島県徳島市東沖洲	から
徳島県徳島市川内町富久	まで

(ロ) 延長

徳島県徳島市東沖洲	から	4.7	キロメートル
徳島県徳島市川内町富久	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
徳島県徳島市東沖洲	から	第1種第2級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)
徳島県徳島市川内町富久	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市東沖洲	から	100	4.7	
徳島県徳島市川内町富久	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市東沖洲	から	2車線	4車線	用地買収については、 現地条件等を勘案した 上で、当面、暫定二車 線施工に必要となる用 地を取得するものとす る。
徳島県徳島市川内町富久	まで			

(ト)路肩の標準幅員

徳島県徳島市東沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.5メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
徳島県徳島市東沖洲	から	メートル(土工部)	
徳島県徳島市川内町富久	まで	メートル(橋梁部)	
		メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県徳島市 東沖洲	平面接続	本線(新直轄)
県道徳島沖洲インター線	徳島県徳島市 東沖洲	立体接続	徳島沖洲インターチェンジ

(4)工事予算

119,965 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 3 月 21 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

132, 948 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 131, 780 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(瀬田東JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大江八丁目

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号 (京滋バイパス)	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東ジャンクション
県道大津能登川長浜線	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東インターチェンジ

(4)工事予算

10, 308 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

昭和 62 年 3 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 567 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 023 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(京都南JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号(油小路線)	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 153 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 508 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 448 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(郡山下ツ道JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

奈良県大和郡山市八条町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道24号 (京奈和自動車道)	奈良県大和郡山市 八条町	立体接続	郡山下ツ道ジャンクション

(4) 工事予算

24, 144 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日

平成 27 年 3 月 22 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 599 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25, 926 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線
(大阪府摂津市三島一丁目から大阪府摂津市鶴野二丁目まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大阪府摂津市三島一丁目	から
大阪府摂津市鶴野二丁目	まで

(ロ) 延長

大阪府摂津市三島一丁目	から	1. 0 キロメートル
大阪府摂津市鶴野二丁目	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
大阪府摂津市三島一丁目	から	第1種第3級	道路構造令
大阪府摂津市鶴野二丁目	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府摂津市三島一丁目	から	80	1. 0	付加車線事業
大阪府摂津市鶴野二丁目	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府摂津市三島一丁目 大阪府摂津市鶴野二丁目	から まで	4車線	4車線	付加車線事業

(ト)路肩の標準幅員

大阪府摂津市三島一丁目から大阪府摂津市鶴野二丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	0.75×2	1.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.00メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
大阪府摂津市三島一丁目	から	メートル(土工部)	
大阪府摂津市鶴野二丁目	まで	1. 50 メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

3, 290 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 683 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 516 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線(春日JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の箇所

兵庫県丹波市春日町棚原

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道483号 (春日和田山道路)	兵庫県丹波市 春日町棚原	立体接続	春日ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

629 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

873 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 841 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(瀬戸JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県岡山市東区瀬戸町塩納

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道佐伯長船線	岡山県岡山市 東区瀬戸町塩納	立体接続	瀬戸ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 048 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 314 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 261 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(五日市JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県広島市佐伯区五日市町大字石内

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道佐伯1区380号線	広島県広島市 佐伯区五日市町大字石内	平面接続	五日市ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

943 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 325 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 277 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線(多久IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

佐賀県多久市北多久町大字多久原

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道203号	佐賀県多久市 北多久町大字多久原	立体接続	多久インターチェンジ

(4) 工事予算

610 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

昭和 48 年 9 月 29 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

930 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 898 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線(大分米良IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

大分県大分市大字片島

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道10号	大分県大分市 大字片島	立体接続	大分米良インターチェンジ

(4) 工事予算

791 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 2 年 5 月 15 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 273 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 232 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(佐伯弥生PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市弥生大字床木

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

1, 471 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

別 紙 1

平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日

令和 元 年 9 月 23 日 (上り線供用開始)

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 833 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 795 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線
(和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稲成町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

和歌山県御坊市野口	から
和歌山県田辺市稲成町	まで

(ロ) 延長

和歌山県御坊市野口	から	26.9 キロメートル
和歌山県田辺市稲成町	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
和歌山県御坊市野口 和歌山県田辺市稲成町	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市野口 和歌山県田辺市稲成町	から まで	80	26.9	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市野口 和歌山県田辺市稲成町	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稲成町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
和歌山県御坊市野口	から	3. 00	メートル(土工部)	
和歌山県田辺市稲成町	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

108, 551 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 和歌山県御坊市野口からから和歌山県日高郡印南町山口
平成 28 年 7 月 1 日

ロ 和歌山県日高郡印南町山口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵
令和 2 年 5 月 1 日

ハ 和歌山県日高郡みなべ町徳蔵から和歌山県田辺市稲成町
令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

イ 和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口
令和 3 年 12 月 18 日 (供用開始)
令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

ロ 和歌山県日高郡印南町山口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵
令和 12 年 3 月 31 日

ハ 和歌山県日高郡みなべ町徳蔵から和歌山県田辺市稲成町
令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

127, 430 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 123, 992 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道42号(湯浅御坊道路)
(和歌山県御坊市野口から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道42号

(有料道路名 : 湯浅御坊道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

和歌山県御坊市野口	から
和歌山県有田郡有田川町天満	まで

(ロ) 延長

和歌山県御坊市野口	から	19.4 キロメートル
和歌山県有田郡有田川町天満	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
和歌山県御坊市野口	から	第1種第3級	道路構造令
和歌山県有田郡有田川町天満	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市野口	から	80	19.4	
和歌山県有田郡有田川町天満	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市野口 和歌山県有田郡有田川町天満	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

和歌山県御坊市野口から和歌山県有田郡有田川町天満まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
和歌山県御坊市野口	から	3. 00	メートル(土工部)	
和歌山県有田郡有田川町天満	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

109, 124 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 25 年 7 月 12 日

②工事の完成予定年月日

令和 3 年 12 月 18 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

115, 089 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 114, 357 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

山陰自動車道鳥取益田線(出雲IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陰自動車道 鳥取益田線

(2) 工事の箇所

島根県出雲市知井宮町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道出雲インター線	島根県出雲市 知井宮町	立体接続	出雲インターチェンジ
一般国道9号 (出雲・湖陵道路)	島根県出雲市 知井宮町	平面接続	本線

(4)工事予算

1, 726 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 9 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 2 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 947 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 943 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(新名神大津スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大石龍門

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道 宇治田原大石東線	滋賀県大津市大石龍門	立体接続	新名神大津スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

434 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 9 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

507 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道1号(淀川左岸線延伸部)
(大阪府門真市三ツ島一丁目から大阪府大阪市鶴見区緑地公園まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号

(有料道路名 : 淀川左岸線延伸部)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大阪府門真市三ツ島一丁目	から
大阪府大阪市鶴見区緑地公園	まで

(ロ) 延長

大阪府門真市三ツ島一丁目	から	1. 9 キロメートル
大阪府大阪市鶴見区緑地公園	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間			道路の区分	摘 要
I	大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	第1種第3級	
	大阪府門真市 大字蔭島	まで		
II	大阪府門真市 大字蔭島	から	第2種第2級	
	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間			設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
I	大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	80	0. 8	
	大阪府門真市 大字蔭島	まで			
II	大阪府門真市 大字蔭島	から	60	1. 1	
	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで			

別 紙 1

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル 大阪府門真市三ツ島一丁目から大阪府門真市大字蔭島まで
 3. 25メートル 大阪府門真市大字蔭島から大阪府大阪市鶴見区緑地公園まで

(ヘ)車線数

設 計 区 間			工事施工	用地買収	摘 要
I	大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	4車線	4車線	
	大阪府門真市 大字蔭島	まで			
II	大阪府門真市 大字蔭島	から	4車線	4車線	
	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで			

別 紙 1

(ト)路肩の標準幅員

大阪府門真市
I 三ツ島一丁目から大阪府門真市
大字蕨島まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

別 紙 1

II 大阪府門真市
大字蔭島から大阪府大阪市
鶴見区緑地公園まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間			幅員		摘要
I	大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	2. 25	メートル(土工部) メートル(橋梁部)	
	大阪府門真市 大字蔭島	まで		メートル(掘割部)	

別 紙 1

設計区間		幅員	摘要
II	大阪府門真市 大字蔭島	から	1. 75 メートル(土工部) 1. 75 メートル(橋梁部)
	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号 (第二京阪道路)	大阪府門真市 三ツ島一丁目	平面接続	本線
近畿自動車道 天理吹田線	大阪府門真市大字蔭島 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮二丁目	立体接続	門真ジャンクション
主要地方道 八尾茨木線	大阪府門真市大字蔭島	立体接続	門真西インターチェンジ(仮称)
一般国道1号 (淀川左岸線延伸部)	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	平面接続	本線(直轄・阪神高速)

(4)工事予算

61, 075 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 6 月 7 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

76, 255 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 72, 747 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道1号(油小路線)(京都南JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号
(有料道路名:油小路線)

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道 西宮線	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4)工事予算

30, 829 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

36, 131 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 34, 513 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(城陽スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

京都府城陽市富野長谷山

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道 城陽スマートインター線(仮称)	京都府城陽市富野長谷山	立体接続	城陽スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

5, 351 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 9 月 22 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 064 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道2号(第二神明道路)
(兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹から兵庫県神戸市西区平野町中津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道2号

(有料道路名 : 第二神明道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹	から
兵庫県神戸市西区平野町中津	まで

(ロ) 延長

兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹	から	6. 2 キロメートル
兵庫県神戸市西区平野町中津	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹	から	第1種第3級	道路構造令
兵庫県神戸市西区平野町中津	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹	から	80	6. 2	
兵庫県神戸市西区平野町中津	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹	から	4車線	4車線	
兵庫県神戸市西区平野町中津	まで			

(ト)路肩の標準幅員

兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹から兵庫県神戸市西区平野町中津まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹 から	3. 00 メートル(土工部)	
兵庫県神戸市西区平野町中津 まで	3. 00 メートル(橋梁部)	
	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道2号 (第二神明道路)	兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	平面接続	永井谷ジャンクション
兵庫県道高速北神戸線 (阪神高速7号北神戸線)	兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	立体接続	永井谷ジャンクション
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 伊川谷町別府	立体接続	永井谷インターチェンジ(仮称)
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 櫛谷町菅野	立体接続	櫛谷インターチェンジ(仮称)
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 平野町向井	立体接続	平野東インターチェンジ(仮称)
一般国道175号	兵庫県神戸市西区 平野町下村	立体接続	平野西インターチェンジ(仮称)
一般国道2号 (第二神明道路)	兵庫県神戸市西区 平野町中津	立体接続	石ヶ谷ジャンクション(仮称)

(4)工事予算

75, 696 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 兵庫県神戸市西区平野町中津(STA176+80)から兵庫県神戸市西区平野町中津(STA181+05)
平成 30 年 5 月 1 日

ロ 兵庫県神戸市西区平野町下村(STA163+80)から兵庫県神戸市西区平野町中津(STA176+80)
平成 30 年 9 月 1 日

ハ 兵庫県神戸市西区櫨谷町菅野(STA148+40)から兵庫県神戸市西区平野町下村(STA163+80)
平成 30 年 5 月 1 日

ニ 兵庫県神戸市西区櫨谷町菅野(STA134+80)から兵庫県神戸市西区櫨谷町菅野(STA148+40)
平成 30 年 9 月 1 日

ホ 兵庫県神戸市西区伊川谷伊吹(STA119+04)から兵庫県神戸市西区櫨谷町菅野(134+80)
平成 30 年 5 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

83, 471 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 79, 529 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道10号(隼人道路)
(鹿児島県霧島市隼人町住吉から鹿児島県始良市加治木町反土まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号
(有料道路名 : 隼人道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鹿児島県霧島市隼人町住吉	から
鹿児島県始良市加治木町反土	まで

(ロ) 延長

鹿児島県霧島市隼人町住吉	から	7.3	キロメートル
鹿児島県始良市加治木町反土	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉	から	第1種第3級	道路構造令
鹿児島県始良市加治木町反土	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉	から	80	7.3	
鹿児島県始良市加治木町反土	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉 鹿児島県始良市加治木町反土	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

鹿児島県霧島市隼人町住吉から鹿児島県始良市加治木町反土まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
鹿児島県霧島市隼人町住吉	から	3. 00	メートル(土工部)	
鹿児島県姶良市加治木町反土	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

29, 141 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 5 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 4 年 11 月 30 日 (隼人西～加治木間:4車線運用開始)

令和 7 年 6 月 15 日 (隼人西～隼人東間:4車線運用開始)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32, 244 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 30, 925 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))
(奈良県奈良市歌姫町から奈良県奈良市八条三丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道24号

(有料道路名 : 京奈和自動車道(大和北道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

奈良県奈良市歌姫町	から
奈良県奈良市八条三丁目	まで

(ロ) 延長

奈良県奈良市歌姫町	から	6. 1 キロメートル
奈良県奈良市八条三丁目	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
奈良県奈良市歌姫町	から	第1種第3級	道路構造令
奈良県奈良市八条三丁目	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
奈良県奈良市歌姫町	から	80	6. 1	
奈良県奈良市八条三丁目	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
奈良県奈良市歌姫町 奈良県奈良市八条三丁目	から まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

奈良県奈良市歌姫町から奈良県奈良市八条三丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 25	0. 75	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
奈良県奈良市歌姫町	から	1. 50	メートル(土工部)
奈良県奈良市八条三丁目	まで	1. 50	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道24号 (京奈和自動車道(京奈道路))	奈良県奈良市歌姫町	平面接続	本線
一般国道24号	奈良県奈良市左京五丁目	立体接続	奈良北インターチェンジ(仮称)
(都)西九条佐保線	奈良県奈良市八条三丁目	立体接続	奈良インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

78, 223 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

イ 奈良県奈良市歌姫町(STA6+00)から奈良県奈良市法華寺町(STA28+29)まで
平成 30 年 5 月 1 日

ロ 奈良県奈良市法華寺町(STA28+29)から奈良県奈良市八条三丁目(STA67+2 (予定)
6)まで
令和 9 年 10 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 15 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

96, 314 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 91, 865 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))
(奈良県奈良市八条三丁目から奈良県大和郡山市横田町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道24号

(有料道路名 : 京奈和自動車道路(大和北道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

奈良県奈良市八条三丁目	から
奈良県大和郡山市横田町	まで

(ロ) 延長

奈良県奈良市八条三丁目	から	6.3	キロメートル
奈良県大和郡山市横田町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目	から	第1種第3級	道路構造令
奈良県大和郡山市横田町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目	から	80	6.3	
奈良県大和郡山市横田町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目	から	4車線	4車線	
奈良県大和郡山市横田町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

奈良県奈良市八条三丁目から奈良県大和郡山市横田町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
奈良県奈良市八条三丁目	から	1. 50メートル(土工部)	
奈良県大和郡山市横田町	まで	1. 50メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
(都)西九条佐保線	奈良県奈良市八条三丁目	立体接続	奈良インターチェンジ(仮称)
一般国道24号	奈良県奈良市杏町	立体接続	大和郡山北インターチェンジ(北) (仮称)
一般国道24号	奈良県大和郡山市美濃庄町	立体接続	大和郡山北インターチェンジ(南) (仮称)
一般国道24号	奈良県大和郡山市横田町	立体接続	大和郡山インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈和自動車道(大和御所道路))	奈良県大和郡山市横田町	平面接続	郡山下ツ道ジャンクション
西名阪自動車道	奈良県大和郡山市横田町	立体接続	郡山下ツ道ジャンクション

(4)工事予算

45, 066 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 奈良県奈良市八条三丁目(STA67+26)から奈良県大和郡山市美濃庄町(STA99+21)まで (予定)
令和 7 年 4 月 1 日

ロ 奈良県大和郡山市美濃庄町(STA99+21)から奈良県大和郡山市横田町(STA130+32)まで
平成 30 年 5 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

56, 636 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 54, 052 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))
(長崎県北松浦郡佐々町沖田免から長崎県佐世保市大塔町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道497号
(有料道路名 : 西九州自動車道(佐世保道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から
長崎県佐世保市大塔町	まで

(ロ) 延長

長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から	16.9 キロメートル
長崎県佐世保市大塔町	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免 長崎県佐世保市大塔町	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免 長崎県佐世保市大塔町	から まで	80	16.9	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免 長崎県佐世保市大塔町	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

長崎県北松浦郡佐々町沖田免から長崎県佐世保市大塔町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から	3. 00	メートル(土工部)	
長崎県佐世保市大塔町	まで	3. 00および 2. 25	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

125, 595 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 5 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 7 年 1 月 29 日 (供用開始)長崎県佐世保市大黒町～長崎県佐世保市大塔町

令和 7 年 3 月 23 日 (供用開始)長崎県北松浦郡佐々町～長崎県佐世保市塩浜町

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

137, 872 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 135, 604 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(東温スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県東温市田窪

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道 高速側道1号線 及び 市道 高速道路2号線	愛媛県東温市田窪	立体接続	東温スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2, 612 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 1 日

②工事の完成年月日

令和 6 年 3 月 23 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 001 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 3, 001 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(小郡鳥栖南スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

佐賀県鳥栖市酒井東町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道鳥栖朝倉線	佐賀県鳥栖市酒井東町	立体接続	小郡鳥栖南スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

4, 833 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 1 日

②工事の完成年月日

令和 6 年 6 月 9 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 546 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 5, 546 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から
滋賀県大津市上田上牧町	まで

(ロ) 延長

滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から	28. 5 キロメートル
滋賀県大津市上田上牧町	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
滋賀県甲賀市甲賀町岩室 滋賀県大津市上田上牧町	から まで	第1種第1級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県甲賀市甲賀町岩室 滋賀県大津市上田上牧町	から まで	120	28.5	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル、3.75メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から	6車線	6車線	6車線化
滋賀県大津市上田上牧町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3.00×2	6.00	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	3.00×2	6.00	3.00	1.75	4.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	3.00×2	6.00	3.00	1.25	4.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から	4. 50メートル(土工部)	
滋賀県大津市上田上牧町	まで	4. 50メートル(橋梁部)	
		メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道甲賀土山線	滋賀県甲賀市 甲賀町岩室	立体接続	甲賀土山インターチェンジ
県道柑子塩野線	滋賀県甲賀市 甲南町新治	立体接続	甲南インターチェンジ
一般国道307号	滋賀県甲賀市 信楽町黄瀬	立体接続	信楽インターチェンジ

(4)工事予算

140, 557 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 3 月 29 日 (一部完成)

令和 5 年 3 月 30 日 (一部完成)

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

154, 185 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 147, 665 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道31号(広島呉道路)
(広島県安芸郡坂町横浜東から広島県呉市二河町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道31号

(有料道路名 : 広島呉道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

広島県安芸郡坂町横浜東	から
広島県呉市二河町	まで

(ロ) 延長

広島県安芸郡坂町横浜東	から	12. 2 キロメートル
広島県呉市二河町	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
広島県安芸郡坂町横浜東 広島県呉市二河町	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
広島県安芸郡坂町横浜東 広島県呉市二河町	から まで	80	12. 2	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
広島県安芸郡坂町横浜東 広島県呉市二河町	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

広島県安芸郡坂町横浜東から広島県呉市二河町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
広島県安芸郡坂町横浜東	から	3. 00	メートル(土工部)	
広島県呉市二河町	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

88, 771 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 7 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

102, 928 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 98, 222 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(阿波市場スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

徳島県阿波市市場町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道高速インター線(仮称)	徳島県阿波市市場町	立体接続	阿波市場スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3, 229 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 10 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 645 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道2号(広島岩国道路)(大竹西JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道2号
(有料道路名: 広島岩国道路)

(2) 工事の箇所

広島県大竹市御園

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道2号(岩国大竹道路)	広島県大竹市御園	立体接続	大竹西ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 280 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 227 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))(今治湯ノ浦IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道196号
(有料道路名: 今治・小松自動車道(今治小松道路))

(2) 工事の箇所

愛媛県今治市長沢

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道196号 (今治道路)	愛媛県 今治市長沢	平面接続	本線
一般国道196号	愛媛県 今治市長沢	立体接続	今治湯ノ浦インターチェンジ

(4)工事予算

3, 496 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 213 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 035 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線
(福井県大飯郡おおい町福谷から福井県小浜市鯉川まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福井県大飯郡おおい町福谷	から
福井県小浜市鯉川	まで

(ロ) 延長

福井県大飯郡おおい町福谷	から	11.5 キロメートル
福井県小浜市鯉川	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福井県大飯郡おおい町福谷 福井県小浜市鯉川	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県大飯郡おおい町福谷 福井県小浜市鯉川	から まで	80	11.5	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福井県大飯郡おおい町福谷 福井県小浜市鯉川	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

福井県大飯郡おおい町福谷から福井県小浜市鯉川まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福井県大飯郡おおい町福谷	から	3. 00	メートル(土工部)	
福井県小浜市鯉川	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

20, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24, 028 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 22, 912 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線
(岡山県真庭市蒜山西茅部から鳥取県日野郡江府町佐川まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岡山県真庭市蒜山西茅部	から
鳥取県日野郡江府町佐川	まで

(ロ) 延長

岡山県真庭市蒜山西茅部	から	15.3 キロメートル
鳥取県日野郡江府町佐川	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
岡山県真庭市蒜山西茅部	から	第1種第3級	道路構造令
鳥取県日野郡江府町佐川	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岡山県真庭市蒜山西茅部	から	80	15.3	
鳥取県日野郡江府町佐川	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岡山県真庭市蒜山西茅部 鳥取県日野郡江府町佐川	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

岡山県真庭市蒜山西茅部から鳥取県日野郡江府町佐川まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岡山県真庭市蒜山西茅部	から	3. 00	メートル(土工部)	
鳥取県日野郡江府町佐川	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

25, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30, 095 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 28, 698 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道
(徳島県阿波市土成町吉田から徳島県美馬市脇町拝原まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

徳島県阿波市土成町吉田	から
徳島県美馬市脇町拝原	まで

(ロ) 延長

徳島県阿波市土成町吉田	から	18.8 キロメートル
徳島県美馬市脇町拝原	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
徳島県阿波市土成町吉田	から	第1種第2級	道路構造令
徳島県美馬市脇町拝原	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県阿波市土成町吉田	から	100	18.8	
徳島県美馬市脇町拝原	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
徳島県阿波市土成町吉田	から	4車線	4車線	4車線化
徳島県美馬市脇町拝原	まで			

(ト)路肩の標準幅員

徳島県阿波市土成町吉田から徳島県美馬市脇町拝原まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
徳島県阿波市土成町吉田	から	4. 50	メートル(土工部)	
徳島県美馬市脇町拝原	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

46, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

53, 877 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 51, 376 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道
(愛媛県伊予市稻荷から愛媛県喜多郡内子町内子まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

愛媛県伊予市稲荷	から
愛媛県喜多郡内子町内子	まで

(ロ) 延長

愛媛県伊予市稲荷	から	24. 0 キロメートル
愛媛県喜多郡内子町内子	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
愛媛県伊予市稲荷	から	第1種第3級	道路構造令
愛媛県喜多郡内子町内子	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
愛媛県伊予市稲荷	から	80	24. 0	
愛媛県喜多郡内子町内子	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
愛媛県伊予市稲荷 愛媛県喜多郡内子町内子	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

愛媛県伊予市稲荷から愛媛県喜多郡内子町内子まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
愛媛県伊予市稲荷	から	3. 00	メートル(土工部)	
愛媛県喜多郡内子町内子	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

100, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子まで
令和 2 年 5 月 1 日

- 愛媛県伊予市稲荷から愛媛県伊予市中山町中山まで
令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

- イ 愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子まで
令和 12 年 3 月 31 日

- 愛媛県伊予市稲荷から愛媛県伊予市中山町中山まで
令和 16 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

121, 649 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 116, 085 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))
(鹿児島県日置市東市来町美山から 鹿児島県日置市伊集院町下谷口まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道3号
(南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鹿児島県日置市東市来町美山	から
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで

(なお、事業着手する区間については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までとする。)

(ロ) 延長

鹿児島県日置市東市来町美山	から	6.1(2.3) キロメートル
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで	

※ ()内は、鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山	から	第1種第2級	道路構造令
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山	から	100	6.1	
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山	から	4車線	4車線	4車線化
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで			

(ト)路肩の標準幅員

鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町下谷口まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
鹿児島県日置市東市来町美山	から	4. 50	メートル(土工部)	
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

32, 933 百万円(消費税込み)

(うち、鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの工事予算14, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

(なお、上記については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16, 846 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 16, 064 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(三木スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

兵庫県三木市加佐

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道加佐草加野線	兵庫県三木市	立体接続	三木スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 879 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 286 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(篠坂PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県笠岡市篠坂

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道篠坂スマートインターチェンジア クセス上り線及び市道篠坂スマート インターチェンジアクセス下り線	岡山県笠岡市	立体接続	篠坂PAスマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

1, 446 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 728 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(八本松スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県東広島市八本松町正力

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道正力西1号線	広島県東広島市	立体接続	八本松スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

3, 977 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 473 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線(観音寺スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道阿南四万十線

(2) 工事の箇所

香川県観音寺市古川町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道高速連絡1号線 市道高速連絡2号線	香川県観音寺市	立体接続	観音寺スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

3, 630 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 012 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(新富スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

宮崎県児湯郡新富町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道高鍋高岡線	宮崎県児湯郡新富町	立体接続	新富スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

3, 308 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,769 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線
(岡山県加賀郡吉備中央町西から岡山県高梁市有漢町有漢まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岡山県加賀郡吉備中央町西	から
岡山県高梁市有漢町有漢	まで

(ロ) 延長

岡山県加賀郡吉備中央町西	から	12.9 キロメートル
岡山県高梁市有漢町有漢	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
岡山県加賀郡吉備中央町西	から	第1種第3級	道路構造令
岡山県高梁市有漢町有漢	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岡山県加賀郡吉備中央町西	から	80	12.9	
岡山県高梁市有漢町有漢	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岡山県加賀郡吉備中央町西	から	4車線	4車線	4車線化
岡山県高梁市有漢町有漢	まで			

(ト)路肩の標準幅員

岡山県加賀郡吉備中央町西から岡山県高梁市有漢町有漢まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岡山県加賀郡吉備中央町西	から	3. 00	メートル(土工部)	
岡山県高梁市有漢町有漢	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

25, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30, 054 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 28, 657 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線
(鳥取県日野郡江府町佐川から鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鳥取県日野郡江府町佐川	から
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで

(ロ) 延長

鳥取県日野郡江府町佐川	から	8.3	キロメートル
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
鳥取県日野郡江府町佐川	から	第1種第3級	道路構造令
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鳥取県日野郡江府町佐川	から	80	8.3	
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
鳥取県日野郡江府町佐川	から	4車線	4車線	4車線化
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで			

(ト)路肩の標準幅員

鳥取県日野郡江府町佐川から鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
鳥取県日野郡江府町佐川	から	3. 00	メートル(土工部)	
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで		メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

26, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30, 856 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29, 421 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道9号(安来道路)
(鳥取県米子市陰田町から島根県安来市佐久保町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道9号
(安来道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鳥取県米子市陰田町	から
島根県安来市佐久保町	まで

(ロ) 延長

鳥取県米子市陰田町	から	6. 6 キロメートル
島根県安来市佐久保町	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
鳥取県米子市陰田町	から	第1種第2級	道路構造令
島根県安来市佐久保町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鳥取県米子市陰田町	から	100	6. 6	
島根県安来市佐久保町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
鳥取県米子市陰田町 島根県安来市佐久保町	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

鳥取県米子市陰田町から島根県安来市佐久保町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
鳥取県米子市陰田町	から	4. 50	メートル(土工部)	
島根県安来市佐久保町	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

29, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

34, 759 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 33, 143 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道10号(椎田道路)
(福岡県築上郡築上町船迫から福岡県築上郡築上町上ノ河内まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号
(椎田道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福岡県築上郡築上町船迫	から
福岡県築上郡築上町上ノ河内	まで

(ロ) 延長

福岡県築上郡築上町船迫	から	6. 6	キロメートル
福岡県築上郡築上町上ノ河内	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫 福岡県築上郡築上町上ノ河内	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫 福岡県築上郡築上町上ノ河内	から まで	80	6. 6	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫 福岡県築上郡築上町上ノ河内	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

福岡県築上郡築上町船迫から福岡県築上郡築上町上ノ河内まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福岡県築上郡築上町船迫	から	2. 25	メートル(土工部)	
福岡県築上郡築上町上ノ河内	まで	2. 25	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

35, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

42, 074 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 40, 118 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道
(大分県大分市宮河内から大分県臼杵市野田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大分県大分市宮河内	から
大分県臼杵市野田	まで

(ロ) 延長

大分県大分市宮河内	から	14. 0 キロメートル
大分県臼杵市野田	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
大分県大分市宮河内	から	第1種第2級	道路構造令
大分県臼杵市野田	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大分県大分市宮河内	から	100	14.0	
大分県臼杵市野田	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大分県大分市宮河内 大分県臼杵市野田	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

大分県大分市宮河内から大分県臼杵市野田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
大分県大分市宮河内	から	4. 50	メートル(土工部)	
大分県臼杵市野田	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

53, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

62, 993 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 60, 064 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道
(宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県西都市岡富まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮崎県児湯郡高鍋町上江	から
宮崎県西都市岡富	まで

(なお、事業着手する区間については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までとする。)

(ロ) 延長

宮崎県児湯郡高鍋町上江	から	12.1(4.7) キロメートル
宮崎県西都市岡富	まで	

※ () 内は、宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
宮崎県児湯郡高鍋町上江 宮崎県西都市岡富	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県児湯郡高鍋町上江 宮崎県西都市岡富	から まで	100	12.1	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮崎県児湯郡高鍋町上江 宮崎県西都市岡富	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県西都市岡富まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
宮崎県児湯郡高鍋町上江	から	4. 50	メートル(土工部)	
宮崎県西都市岡富	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

36, 000 百万円(消費税込み)

(うち、宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの工事予算18, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

(なお、上記については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 641 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 635 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(黒丸スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県東近江市蛇溝町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道黒丸スマートインターチェンジ上 り線 市道黒丸スマートインターチェンジ下 り線	滋賀県東近江市蛇溝町	立体接続	黒丸スマートインターチェンジ(仮 称)

(4)工事予算

2, 896 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 233 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線
(福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福井県小浜市岡津	から
福井県小浜市府中	まで

(ロ) 延長

福井県小浜市岡津	から	11.3 キロメートル
福井県小浜市府中	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福井県小浜市岡津 福井県小浜市府中	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県小浜市岡津 福井県小浜市府中	から まで	80	11.3	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福井県小浜市岡津	から	4車線	4車線	4車線化
福井県小浜市府中	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福井県小浜市岡津	から	3. 00	メートル(土工部)	
福井県小浜市府中	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

61, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

76, 716 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 73, 283 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線
(鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷から鳥取県米子市赤井手まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	から
鳥取県米子市赤井手	まで

(ロ) 延長

鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	から	9.3	キロメートル
鳥取県米子市赤井手	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷 鳥取県米子市赤井手	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷 鳥取県米子市赤井手	から まで	80	9.3	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	から	4車線	4車線	4車線化
鳥取県米子市赤井手	まで			

(ト)路肩の標準幅員

鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷から鳥取県米子市赤井手まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	から	3. 00	メートル(土工部)	
鳥取県米子市赤井手	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

17, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 523 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 560 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道広島浜田線
(広島県山県郡北広島町新庄から島根県浜田市旭町丸源まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道広島浜田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

広島県山県郡北広島町新庄	から
島根県浜田市旭町丸源	まで

(なお、事業着手する区間については広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までとする。)

(ロ) 延長

広島県山県郡北広島町新庄	から	26.6(11.2) キロメートル
島根県浜田市旭町丸源	まで	

※ () 内は、広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
広島県山県郡北広島町新庄 島根県浜田市旭町丸原	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
広島県山県郡北広島町新庄 島根県浜田市旭町丸原	から まで	80	26.6	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
広島県山県郡北広島町新庄 島根県浜田市旭町丸原	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

広島県山県郡北広島町新庄から島根県浜田市旭町丸原まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
広島県山県郡北広島町新庄	から	3. 00	メートル(土工部)	
島根県浜田市旭町丸原	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

109, 000 百万円(消費税込み)

(うち、広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までの工事予算75, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

(なお、上記については広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

93, 351 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 89, 229 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道
(大分県津久見市大字下青江から大分県佐伯市大字上岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大分県津久見市大字下青江	から
大分県佐伯市大字上岡	まで

(なお、事業着手する区間については大分県佐伯市弥生大字床木から大分県佐伯市大字上岡までとする。)

(ロ) 延長

大分県津久見市大字下青江	から	13.0(3.3) キロメートル
大分県佐伯市大字上岡	まで	

※ () 内は、大分県佐伯市弥生大字床木から大分県佐伯市大字上岡までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
大分県津久見市大字下青江	から	第1種第2級	道路構造令
大分県佐伯市大字上岡	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大分県津久見市大字下青江	から	100	13.0	
大分県佐伯市大字上岡	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大分県津久見市大字下青江 大分県佐伯市大字上岡	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

大分県津久見市大字下青江から大分県佐伯市大字上岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
大分県津久見市大字下青江	から	4. 50	メートル(土工部)	
大分県佐伯市大字上岡	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

107, 000 百万円(消費税込み)

(うち、大分県佐伯市弥生床木から大分県佐伯市上岡までの工事予算37, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

(なお、上記については大分県佐伯市弥生床木から大分県佐伯市上岡までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

45, 407 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 43, 375 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については大分県佐伯市弥生床木から大分県佐伯市上岡までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(加計スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

広島県山県郡安芸太田町津浪

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道イロハ線及び 町道津浪巡回線	広島県山県郡安芸太田町津浪	立体接続	加計スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 871 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,184 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(霧島スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

鹿児島県霧島市国分広瀬

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道小村新田4号線	鹿児島県霧島市国分広瀬	立体接続	霧島スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 879 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 299 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

沖縄自動車道(池武当IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

沖縄自動車道

(2) 工事の箇所

沖縄県沖縄市知花

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道沖縄嘉手納線	沖縄県沖縄市知花	立体接続	池武当インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 455 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 19 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 976 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 841 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(西宮IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道西宮線
(西宮IC)

(2) 工事の箇所

兵庫県西宮市今津水波町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道43号(名神湾岸連絡線)	兵庫県西宮市	平面接続	本線
一般国道43号	兵庫県西宮市	立体接続	

(4)工事予算

2, 500 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 13 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 823 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 694 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道尾道松江線
(島根県松江市宍道町伊志見から島根県松江市乃白町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道尾道松江線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

島根県松江市宍道町伊志見	から
島根県松江市乃白町	まで

(なお、事業着手する区間については島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までとする。)

(ロ) 延長

島根県松江市宍道町伊志見	から	15.7(3.0) キロメートル
島根県松江市乃白町	まで	

※ () 内は、島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
島根県松江市宍道町伊志見	から	第1種第2級	道路構造令
島根県松江市乃白町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
島根県松江市宍道町伊志見	から	100	15.7	
島根県松江市乃白町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
島根県松江市宍道町伊志見	から	4車線	4車線	4車線化
島根県松江市乃白町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

島根県松江市宍道町伊志見から島根県松江市乃白町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
島根県松江市宍道町伊志見	から	4. 50	メートル(土工部)	
島根県松江市乃白町	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

64, 000 百万円(消費税込み)

(うち、島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までの工事予算18, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

(なお、上記については島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

23, 073 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 22, 041 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道
(徳島県美馬市美馬町から徳島県三好郡東みよし町足代まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

徳島県美馬市美馬町	から
徳島県三好郡東みよし町足代	まで

(なお、事業着手する区間については徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までとする。)

(ロ) 延長

徳島県美馬市美馬町	から	15.8(4.8) キロメートル
徳島県三好郡東みよし町足代	まで	

※ () 内は、徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
徳島県美馬市美馬町	から	第1種第3級	道路構造令
徳島県三好郡東みよし町足代	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県美馬市美馬町	から	80	15.8	
徳島県三好郡東みよし町足代	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
徳島県美馬市美馬町	から	4車線	4車線	4車線化
徳島県三好郡東みよし町足代	まで			

(ト)路肩の標準幅員

徳島県美馬市美馬町から徳島県三好郡東みよし町足代まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
徳島県美馬市美馬町	から	3. 00	メートル(土工部)	
徳島県三好郡東みよし町足代	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

80, 000 百万円(消費税込み)

(うち、徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までの工事予算26, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

(なお、徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33,364 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 31,871 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道10号(椎田道路)
(福岡県京都郡みやこ町皆見から福岡県築上郡築上町大字船迫まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号
(椎田道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福岡県京都郡みやこ町皆見	から
福岡県築上郡築上町大字船迫	まで

(ロ) 延長

福岡県京都郡みやこ町皆見	から	2.3	キロメートル
福岡県築上郡築上町大字船迫	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福岡県京都郡みやこ町杵見 福岡県築上郡築上町大字船迫	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県京都郡みやこ町杵見 福岡県築上郡築上町大字船迫	から まで	80	2.3	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福岡県京都郡みやこ町皆見 福岡県築上郡築上町大字船迫	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

福岡県京都郡みやこ町皆見から福岡県築上郡築上町大字船迫まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福岡県京都郡みやこ町皆見	から	2. 25	メートル(土工部)	
福岡県築上郡築上町大字船迫	まで	2. 25	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

7, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 485 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 105 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道
(鹿児島県曾於市末吉町深川から鹿児島県霧島市国分下井まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鹿児島県曾於市末吉町深川	から
鹿児島県霧島市国分下井	まで

(なお、事業着手する区間については鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までとする。)

(ロ) 延長

鹿児島県曾於市末吉町深川	から	22.5(7.1) キロメートル
鹿児島県霧島市国分下井	まで	

※ () 内は、鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
鹿児島県曾於市末吉町深川	から	第1種第2級	道路構造令
鹿児島県霧島市国分下井	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県曾於市末吉町深川	から	100	22.5	
鹿児島県霧島市国分下井	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
鹿児島県曾於市末吉町深川	から	4車線	4車線	4車線化
鹿児島県霧島市国分下井	まで			

(ト)路肩の標準幅員

鹿児島県曾於市末吉町深川から鹿児島県霧島市国分下井まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
鹿児島県曾於市末吉町深川	から	4. 50	メートル(土工部)	
鹿児島県霧島市国分下井	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

133, 000 百万円(消費税込み)

(うち、鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までの工事予算52, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

(なお、鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

62, 791 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 59, 981 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))
(長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷から佐賀県武雄市東川登町大字袴野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道497号
(西九州自動車道(武雄佐世保道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷	から
佐賀県武雄市東川登町大字袴野	まで

(ロ) 延長

長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷	から	9. 5 キロメートル
佐賀県武雄市東川登町大字袴野	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 佐賀県武雄市東川登町大字袴野	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 佐賀県武雄市東川登町大字袴野	から まで	80	9. 5	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷	から	4車線	4車線	4車線化
佐賀県武雄市東川登町大字袴野	まで			

(ト)路肩の標準幅員

長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷から佐賀県武雄市東川登町大字袴野まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷	から	3. 00	メートル(土工部)	
佐賀県武雄市東川登町大字袴野	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

35, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

42, 292 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 40, 400 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(久留米南スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

福岡県久留米市高良内町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道スマートインターチェンジ線(仮称)	福岡県久留米市高良内町	立体接続	久留米南スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

3, 799 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 495 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道9号(安来道路)(安来スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道9号
(安来道路)

(2) 工事の箇所

島根県安来市切川町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道安来道路接続北線(仮称) 市道安来道路接続南線(仮称)	島根県安来市飯島町 島根県安来市切川町	立体接続	安来スマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

3, 696 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 464 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る

スマートICに関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額**(1) 工事予算**

14,835 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,443 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

当該スマートインターチェンジを着工した場合における債務返済を確認するため、当該スマートインターチェンジの工事に要する費用に係る債務引受限度額を算出したものである。

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手及び完成の予定年月日					
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
山陽自動車道 吹田山口線	広島県広島 市安佐北区 落合南町	市道安佐北2 区1117号線 (仮称)	広島県広島市 安佐北区落合 南、広島県広 島市安佐北区 落合南町	立体接続	令和8年2月1日	令和19年3月31日	3,695百万円	4,524百万円	—	高陽ス マートイ ンター チェンジ (仮称)
九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県糟屋 郡新宮町	町道スマート インターチェ ンジ線(仮 称)	福岡県糟屋 郡新宮町	立体接続	令和8年2月1日	令和14年3月31日	3,140百万円	3,759百万円	—	新宮ス マートイ ンター チェンジ (仮称)

別紙 3 を次のとおり改める。

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	16,786百万円
H 1 9	24,426百万円
H 2 0	25,020百万円
H 2 1	26,890百万円
H 2 2	37,352百万円
H 2 3	37,947百万円
H 2 4	42,569百万円
H 2 5	55,252百万円
H 2 6	79,077百万円
H 2 7	68,933百万円
H 2 8	83,973百万円
H 2 9	78,967百万円
H 3 0	82,732百万円
R 1	118,786百万円
R 2	178,237百万円
R 3	193,078百万円
R 4	145,080百万円
R 5	173,318百万円
R 6	161,511百万円
R 7	643,793百万円
R 8	249,783百万円
R 9	110,224百万円
R 1 0	70,666百万円
R 1 1	61,391百万円
R 1 2	52,512百万円
R 1 3	46,795百万円
R 1 4	48,886百万円
R 1 5	49,086百万円
R 1 6	51,765百万円
R 1 7	50,935百万円
R 1 8	51,916百万円
R 1 9	52,552百万円
R 2 0	53,553百万円
R 2 1	54,854百万円
R 2 2	54,766百万円
R 2 3	54,602百万円
R 2 4	54,508百万円
R 2 5	54,694百万円
R 2 6	54,013百万円
R 2 7	53,319百万円
R 2 8	53,712百万円
R 2 9	54,041百万円
R 3 0	54,727百万円
R 3 1	53,666百万円
R 3 2	54,352百万円
R 3 3	55,376百万円
R 3 4	55,945百万円
R 3 5	55,483百万円
R 3 6	55,477百万円
R 3 7	54,594百万円
R 3 8	55,421百万円
R 3 9	54,014百万円
R 4 0	54,503百万円
R 4 1	54,132百万円
R 4 2	54,176百万円
R 4 3	54,098百万円
R 4 4	54,124百万円
R 4 5	54,239百万円
R 4 6	54,415百万円
R 4 7	54,415百万円
R 4 8	54,415百万円
R 4 9	54,415百万円
R 5 0	54,415百万円
R 5 1	54,415百万円
R 5 2	54,415百万円
R 5 3	53,004百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	90,450百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

西日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H 2 6	17百万円
H 2 7	114百万円
H 2 8	276百万円
H 2 9	1,209百万円
H 3 0	1,065百万円
R 1	1,165百万円
R 2	540百万円
R 3	867百万円
R 4	1,177百万円
R 5	2,113百万円
R 6	1,024百万円
R 7	2,215百万円
R 8	2,381百万円
R 9	2,602百万円
R 1 0	2,486百万円
R 1 1	2,176百万円
R 1 2	1,439百万円
R 1 3	868百万円
R 1 4	342百万円
R 1 5	439百万円
R 1 6	640百万円
R 1 7	839百万円
R 1 8	1,193百万円
R 1 9	605百万円
R 2 0	0百万円
R 2 1	0百万円
R 2 2	0百万円
R 2 3	0百万円
R 2 4	0百万円
R 2 5	0百万円
R 2 6	0百万円
R 2 7	0百万円
R 2 8	0百万円
R 2 9	0百万円
R 3 0	0百万円
R 3 1	0百万円
R 3 2	0百万円
R 3 3	0百万円
R 3 4	0百万円
R 3 5	0百万円
R 3 6	0百万円
R 3 7	0百万円
R 3 8	0百万円
R 3 9	0百万円
R 4 0	0百万円
R 4 1	0百万円
R 4 2	0百万円
R 4 3	0百万円
R 4 4	0百万円
R 4 5	0百万円
R 4 6	0百万円
R 4 7	0百万円
R 4 8	0百万円
R 4 9	0百万円
R 5 0	0百万円
R 5 1	0百万円
R 5 2	0百万円
R 5 3	0百万円

(注1) 平成26年度から令和6年度までは実績値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度		貸付料			
		うち土地・家屋分		うち構造物等分	
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(499, 925百万円) 510, 013百万円	(69, 628百万円) 74, 784百万円	(332, 649百万円) 357, 283百万円	(107, 706百万円) 115, 682百万円	(224, 943百万円) 241, 601百万円
H 1 9	(509, 334百万円) 509, 334百万円	(76, 047百万円) 79, 849百万円	(363, 317百万円) 381, 483百万円	(117, 636百万円) 123, 517百万円	(245, 681百万円) 257, 966百万円
H 2 0	(502, 022百万円) 485, 996百万円	(75, 381百万円) 76, 489百万円	(360, 133百万円) 365, 426百万円	(116, 605百万円) 118, 318百万円	(243, 528百万円) 247, 108百万円
H 2 1	(399, 934百万円) 381, 671百万円	(58, 960百万円) 61, 193百万円	(281, 681百万円) 292, 353百万円	(91, 203百万円) 94, 659百万円	(190, 478百万円) 197, 694百万円
H 2 2	(410, 838百万円) 403, 375百万円	(61, 473百万円) 60, 260百万円	(293, 688百万円) 287, 895百万円	(95, 091百万円) 93, 215百万円	(198, 597百万円) 194, 680百万円
H 2 3	(395, 853百万円) 410, 885百万円	(58, 087百万円) 45, 466百万円	(277, 511百万円) 289, 436百万円	(89, 853百万円) 78, 667百万円	(187, 658百万円) 210, 769百万円
H 2 4	(395, 037百万円) 424, 597百万円	(58, 201百万円) 47, 363百万円	(278, 058百万円) 301, 509百万円	(90, 030百万円) 81, 949百万円	(188, 028百万円) 219, 560百万円
H 2 5	(397, 607百万円) 442, 443百万円	(35, 890百万円) 41, 477百万円	(228, 473百万円) 264, 040百万円	(62, 098百万円) 71, 765百万円	(166, 375百万円) 192, 275百万円
H 2 6	(488, 754百万円) 557, 169百万円	(47, 742百万円) 56, 249百万円	(303, 924百万円) 358, 080百万円	(82, 605百万円) 97, 325百万円	(221, 319百万円) 260, 755百万円
H 2 7	(489, 117百万円) 571, 084百万円	(51, 375百万円) 61, 589百万円	(327, 049百万円) 392, 073百万円	(88, 890百万円) 106, 564百万円	(238, 159百万円) 285, 509百万円
H 2 8	(538, 594百万円) 570, 996百万円	(46, 825百万円) 50, 863百万円	(298, 084百万円) 323, 788百万円	(81, 018百万円) 88, 004百万円	(217, 066百万円) 235, 784百万円
H 2 9	(546, 571百万円) 590, 008百万円	(43, 129百万円) 60, 380百万円	(274, 555百万円) 384, 377百万円	(74, 623百万円) 104, 472百万円	(199, 932百万円) 279, 905百万円
H 3 0	(550, 695百万円) 602, 493百万円	(29, 626百万円) 36, 081百万円	(188, 597百万円) 229, 687百万円	(51, 260百万円) 62, 428百万円	(137, 337百万円) 167, 259百万円
R 1	(558, 517百万円) 621, 903百万円	(10, 725百万円) 18, 073百万円	(68, 278百万円) 115, 054百万円	(18, 558百万円) 31, 271百万円	(49, 720百万円) 83, 783百万円
R 2	(566, 527百万円) 490, 291百万円	(20, 526百万円) 30, 246百万円	(130, 665百万円) 192, 543百万円	(35, 514百万円) 52, 332百万円	(95, 151百万円) 140, 211百万円
R 3	(493, 165百万円) 518, 675百万円	(21, 647百万円) 32, 583百万円	(137, 806百万円) 204, 677百万円	(37, 455百万円) 56, 377百万円	(100, 351百万円) 148, 300百万円
R 4	(517, 585百万円) 567, 421百万円	(5, 395百万円) 45, 021百万円	(34, 346百万円) 282, 804百万円	(9, 335百万円) 77, 896百万円	(25, 011百万円) 204, 908百万円
R 5	(462, 541百万円) 594, 750百万円	(2, 347百万円) 42, 713百万円	(14, 944百万円) 271, 906百万円	(4, 062百万円) 73, 903百万円	(10, 882百万円) 198, 003百万円
R 6	(565, 409百万円) 610, 962百万円	(3, 048百万円) 33, 034百万円	(19, 400百万円) 210, 291百万円	(5, 273百万円) 57, 156百万円	(14, 127百万円) 153, 135百万円
R 7	609, 032百万円	1, 750百万円	11, 141百万円	3, 028百万円	8, 113百万円
R 8	551, 104百万円	6, 996百万円	44, 533百万円	12, 104百万円	32, 429百万円
R 9	493, 740百万円	15, 025百万円	95, 648百万円	25, 997百万円	69, 651百万円
R 1 0	526, 897百万円	26, 517百万円	168, 806百万円	45, 881百万円	122, 925百万円
R 1 1	535, 574百万円	21, 970百万円	139, 857百万円	38, 013百万円	101, 844百万円
R 1 2	530, 798百万円	44, 233百万円	281, 582百万円	76, 533百万円	205, 049百万円
R 1 3	535, 008百万円	45, 028百万円	286, 648百万円	77, 910百万円	208, 738百万円
R 1 4	531, 339百万円	43, 474百万円	276, 753百万円	75, 220百万円	201, 533百万円
R 1 5	530, 996百万円	56, 601百万円	360, 319百万円	97, 933百万円	262, 386百万円
R 1 6	550, 275百万円	56, 120百万円	357, 258百万円	97, 101百万円	260, 157百万円
R 1 7	545, 796百万円	58, 129百万円	370, 047百万円	100, 577百万円	269, 470百万円
R 1 8	539, 781百万円	59, 839百万円	380, 930百万円	103, 535百万円	277, 395百万円
R 1 9	528, 543百万円	58, 534百万円	372, 623百万円	101, 277百万円	271, 346百万円
R 2 0	518, 622百万円	56, 939百万円	362, 472百万円	98, 518百万円	263, 954百万円
R 2 1	510, 260百万円	56, 643百万円	360, 586百万円	98, 006百万円	262, 580百万円
R 2 2	504, 261百万円	55, 907百万円	355, 897百万円	96, 731百万円	259, 166百万円
R 2 3	499, 707百万円	55, 359百万円	352, 415百万円	95, 785百万円	256, 630百万円
R 2 4	494, 282百万円	54, 695百万円	348, 185百万円	94, 635百万円	253, 550百万円
R 2 5	487, 326百万円	53, 805百万円	342, 519百万円	93, 095百万円	249, 424百万円
R 2 6	476, 837百万円	52, 583百万円	334, 740百万円	90, 981百万円	243, 759百万円
R 2 7	471, 502百万円	52, 005百万円	331, 058百万円	89, 980百万円	241, 078百万円
R 2 8	467, 388百万円	51, 443百万円	327, 482百万円	89, 008百万円	238, 474百万円
R 2 9	466, 333百万円	51, 270百万円	326, 385百万円	88, 710百万円	237, 675百万円
R 3 0	455, 773百万円	49, 869百万円	317, 463百万円	86, 285百万円	231, 178百万円
R 3 1	446, 277百万円	48, 818百万円	310, 771百万円	84, 466百万円	226, 305百万円
R 3 2	437, 697百万円	47, 663百万円	303, 421百万円	82, 468百万円	220, 953百万円
R 3 3	435, 312百万円	47, 238百万円	300, 716百万円	81, 733百万円	218, 983百万円
R 3 4	427, 109百万円	46, 145百万円	293, 758百万円	79, 842百万円	213, 916百万円
R 3 5	420, 889百万円	45, 428百万円	289, 191百万円	78, 601百万円	210, 590百万円
R 3 6	411, 039百万円	44, 201百万円	281, 381百万円	76, 478百万円	204, 903百万円
R 3 7	405, 582百万円	43, 631百万円	277, 753百万円	75, 492百万円	202, 261百万円
R 3 8	398, 684百万円	42, 668百万円	271, 624百万円	73, 826百万円	197, 798百万円
R 3 9	390, 928百万円	41, 877百万円	266, 587百万円	72, 457百万円	194, 130百万円
R 4 0	384, 561百万円	41, 023百万円	261, 149百万円	70, 979百万円	190, 170百万円
R 4 1	379, 098百万円	40, 388百万円	257, 109百万円	69, 881百万円	187, 228百万円
R 4 2	367, 912百万円	38, 989百万円	248, 201百万円	67, 460百万円	180, 741百万円
R 4 3	359, 197百万円	37, 913百万円	241, 349百万円	65, 598百万円	175, 751百万円
R 4 4	354, 902百万円	37, 374百万円	237, 921百万円	64, 666百万円	173, 255百万円
R 4 5	347, 867百万円	36, 483百万円	232, 249百万円	63, 124百万円	169, 125百万円
R 4 6	344, 229百万円	36, 008百万円	229, 224百万円	62, 302百万円	166, 922百万円
R 4 7	337, 978百万円	35, 229百万円	224, 264百万円	60, 954百万円	163, 310百万円
R 4 8	332, 379百万円	34, 531百万円	219, 821百万円	59, 746百万円	160, 075百万円
R 4 9	328, 800百万円	34, 085百万円	216, 981百万円	58, 974百万円	158, 007百万円
R 5 0	324, 564百万円	33, 557百万円	213, 620百万円	58, 061百万円	155, 559百万円
R 5 1	321, 692百万円	33, 199百万円	211, 340百万円	57, 441百万円	153, 899百万円
R 5 2	317, 906百万円	32, 727百万円	208, 336百万円	56, 625百万円	151, 711百万円
R 5 3	209, 187百万円	19, 357百万円	123, 226百万円	33, 492百万円	89, 734百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(643, 757百万円) 660, 282百万円
H 1 9	(652, 624百万円) 655, 944百万円
H 2 0	(644, 959百万円) 622, 483百万円
H 2 1	(547, 669百万円) 523, 929百万円
H 2 2	(566, 717百万円) 553, 587百万円
H 2 3	(546, 542百万円) 567, 040百万円
H 2 4	(549, 281百万円) 584, 334百万円
H 2 5	(552, 462百万円) 602, 823百万円
H 2 6	(647, 514百万円) 722, 404百万円
H 2 7	(658, 713百万円) 747, 267百万円
H 2 8	(715, 852百万円) 755, 413百万円
H 2 9	(725, 342百万円) 776, 033百万円
H 3 0	(740, 067百万円) 799, 265百万円
R 1	(755, 303百万円) 826, 242百万円
R 2	(774, 383百万円) 690, 403百万円
R 3	(711, 255百万円) 743, 877百万円
R 4	(744, 166百万円) 801, 443百万円
R 5	(697, 166百万円) 836, 347百万円
R 6	(803, 510百万円) 857, 098百万円
R 7	851, 984百万円
R 8	797, 056百万円
R 9	731, 437百万円
R 1 0	730, 398百万円
R 1 1	735, 427百万円
R 1 2	732, 238百万円
R 1 3	736, 541百万円
R 1 4	732, 538百万円
R 1 5	732, 530百万円
R 1 6	746, 369百万円
R 1 7	740, 362百万円
R 1 8	733, 448百万円
R 1 9	723, 928百万円
R 2 0	716, 043百万円
R 2 1	709, 018百万円
R 2 2	702, 935百万円
R 2 3	696, 982百万円
R 2 4	690, 579百万円
R 2 5	682, 737百万円
R 2 6	671, 304百万円
R 2 7	666, 600百万円
R 2 8	659, 784百万円
R 2 9	656, 712百万円
R 3 0	645, 031百万円
R 3 1	637, 076百万円
R 3 2	628, 380百万円
R 3 3	626, 263百万円
R 3 4	617, 707百万円
R 3 5	611, 178百万円
R 3 6	601, 029百万円
R 3 7	595, 464百万円
R 3 8	588, 470百万円
R 3 9	580, 592百万円
R 4 0	574, 394百万円
R 4 1	569, 373百万円
R 4 2	557, 998百万円
R 4 3	549, 502百万円
R 4 4	545, 248百万円
R 4 5	538, 171百万円
R 4 6	534, 461百万円
R 4 7	528, 101百万円
R 4 8	522, 405百万円
R 4 9	518, 764百万円
R 5 0	514, 434百万円
R 5 1	511, 490百万円
R 5 2	507, 602百万円
R 5 3	493, 338百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

1. (1) ②ヤのうち、(イ)を削り、同(ロ)イ)を(イ)とし、同(ロ)ロ)を(ロ)とする。

1. (2) ④イのうち、「第178号」の下に「。以下「祝日法」という。」を加える。

1. (2) ⑥イのうち、「休日」の下に「(ただし、ハに掲げる日を除く。)」を加え、「1月2日及び1月3日(ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、西日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。)」を削り、同ロの次に次のとおり加える。

ハ 適用除外日

次に掲げる日には、本割引を適用しない。

(イ) 交通混雑期の交通の分散を目的として、次に掲げる休日を含む西日本高速道路株式会社が別に定める日

イ) 3日以上連続する休日

ロ) 12月29日から翌年1月3日までの間の休日

ハ) 祝日法第2条に定める昭和の日からこどもの日までの間の休日

ニ) 祝日法第2条に定める山の日から8月15日までの間の休日

ホ) 祝日法第2条に定める敬老の日

(ロ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第16号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、西日本高速道路株式会社が別に定める日

1. (2) ⑩イのうち、「武雄佐世保道路又は佐世保道路」を「又は武雄佐世保道路」に改める。

1. (2) ⑮イのうち、「第15号」を「第16号」に改める。

1. (2) ⑰ロのうち、「は西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までに限る」を「を除く」に改める。

別添3のうち、

「

広島東	広島
	6.4

」を

「

広島東	高陽	広島
	スマート	3.5
	2.9	6.4

」に、

「阿波スマート」を「阿波市場スマート」に、

「

古賀	福岡
	10.6

」を「

古賀	新宮	福岡
	スマート	7.6
	3.0	10.6

」に改める。

別添 8 のうち、

「

佐世保 中央	佐世保 みなの	佐世保 大塔
	7.8	
	—	7.8

西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

「

佐々	相浦中里	佐世保 みなの	佐世保 大塔
		4.9	
	中央	—	7.8
	5.0	—	12.8
	4.1	9.1	—
			16.9

西日本高速道路株式会社が別に定める日以降

」を

「

佐々	相浦中里	佐世保 みなの	佐世保 大塔
		4.9	
	中央	—	7.8
	5.0	—	12.8
	4.1	9.1	—
			16.9

」に改める。

別紙特1を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

**特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る
債務引受限度額**

1. 先行特定更新等工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	滋賀県東近江市中小路町狐山(八日市インターチェンジを含まない)	兵庫県西宮市今津野田町
高速自動車国道 近畿自動車道 天理吹田線	奈良県天理市櫨本町	大阪府吹田市青葉丘北
高速自動車国道 近畿自動車道 松原那智勝浦線	大阪府松原市別所町 和歌山県御坊市野口字野尻	和歌山県有田郡有田川町大字天満字 和歌山県田辺市稲成町字下組
高速自動車国道 近畿自動車道 敦賀線	兵庫県三木市吉川町金会	福井県小浜市府中(小浜インターチェンジを含む)
高速自動車国道 中国縦貫自動車道	大阪府吹田市青葉丘北	山口県下関市棕野町
高速自動車国道 山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市北区有野町二郎 広島県大竹市御園	広島県廿日市市宮内 山口県山口市黒川
高速自動車国道 山陽自動車道 宇部下関線	山口県宇部市大字東岐波	山口県下関市大字吉田地方
高速自動車国道 中国横断自動車道 姫路鳥取線	兵庫県たつの市揖西町土師	兵庫県たつの市新宮町角亀字畦畑
高速自動車国道 中国横断自動車道 岡山米子線	岡山県岡山市北区津寺	鳥取県米子市赤井手
高速自動車国道 中国横断自動車道 尾道松江線	島根県雲南市三刀屋町三刀屋	島根県松江市乃白町字迂り廻
高速自動車国道 中国横断自動車道 広島浜田線	広島県広島市安佐南区沼田町大字伴	島根県浜田市高佐町
高速自動車国道 山陰自動車道 鳥取益田線	島根県松江市宍道町伊志見	島根県出雲市知井宮町
高速自動車国道 四国縦貫自動車道	徳島県徳島市川内町沖島	愛媛県大洲市新谷
高速自動車国道 四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県鳴門市撫養町木津	高知県須崎市吾井郷乙
高速自動車国道 四国横断自動車道 愛南大洲線	愛媛県西予市宇和町稻生	愛媛県大洲市北只

高速自動車国道 九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県北九州市門司区黒川東	鹿児島県鹿児島市田上
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県えびの市大字永山	宮崎県宮崎市清武町大字加納字山口甲
高速自動車国道 九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県長崎市早坂町	大分県大分市片島字長居ヶ迫
高速自動車国道 東九州自動車道	福岡県北九州市小倉南区大字堀越 大分県大分市片島字長居ヶ迫 宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字堂ヶ内 鹿児島県曾於市末吉町深川	福岡県京都郡みやこ町皆見 大分県佐伯市大字上岡 宮崎県宮崎市清武町大字今泉字柳ヶ谷乙 鹿児島県霧島市隼人町住吉
高速自動車国道 関門自動車道	山口県下関市棕野町	福岡県北九州市門司区黒川東
高速自動車国道 沖縄自動車道	沖縄県名護市字幸喜	沖縄県那覇市首里崎山町
一般国道1号（京滋バイパス）	滋賀県大津市大江町	京都府久世郡久御山町森
一般国道2号（第二神明道路）	兵庫県神戸市須磨区月見山町 兵庫県神戸市垂水区名谷町入野	兵庫県明石市魚住町清水字鳥喰下 兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹
一般国道2号（広島岩国道路）	広島県廿日市市宮内	広島県大竹市御園
一般国道3号（南九州西回り自動車道 （市来～鹿児島西））	鹿児島県いちき串木野市大里	鹿児島県鹿児島市市田上
一般国道9号（安来道路）	鳥取県米子市陰田町	島根県八束郡東出雲町大字出雲郷
一般国道9号（江津道路）	島根県江津市嘉久志町	島根県浜田市後野町
一般国道34号（長崎バイパス）	長崎県諫早市多良見町市布名 長崎県長崎市川平町	長崎県長崎市昭和 長崎県長崎市西山
一般国道42号（湯浅御坊道路）	和歌山県有田郡有田川町大字天満	和歌山県御坊市野口
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	京都府船井郡京丹波町字須知	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺
一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））	佐賀県武雄市東川登町大字袴野	長崎県佐世保市大塔町
一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））	長崎県佐世保市大塔町	長崎県佐世保市矢岳町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、先行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁更新	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	74 キロメートル	881,400 百万円	1,654,199 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の取替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	6 キロメートル	54,233 百万円	
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	155 キロメートル	71,935 百万円	
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	46 キロメートル	70,030 百万円	
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、碎石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	13, 820 箇所	291,112 百万円	
トンネル修繕	本体 覆工	・トンネル本体の補修、補強(インバートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	46 キロメートル	130,527 百万円	

2. 後行特定更新等工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第4号に規定する後行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	滋賀県東近江市沖野	兵庫県西宮市今津曙町
高速自動車国道 近畿自動車道 天理吹田線	大阪府松原市大堀 大阪府吹田市青葉丘北	奈良県天理市櫛本町 大阪府大阪市鶴見区安田
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋神戸線	滋賀県甲賀市楽町黄瀬	滋賀県大津市牧
高速自動車国道 近畿自動車道 松原那智勝浦線	大阪府堺市南区小代	和歌山県和歌山市加納
高速自動車国道 近畿自動車道 敦賀線	兵庫県三木市吉川町福吉	京都府舞鶴市祖母谷堂奥
高速自動車国道 中国縦貫自動車道	大阪府茨木市飛地(小坪井)	山口県下関市棕野上町
高速自動車国道 山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県姫路市飾東町佐良和 兵庫県三木市志染町大谷 岡山県倉敷市中庄	山口県山口市鑄銭司天神原 兵庫県神戸市西区見津が丘 岡山県都窪郡早島町早島下野, 金田の一部
高速自動車国道 中国横断自動車道 岡山米子線	岡山県総社市長良 岡山県真庭市中河内元定	岡山県加賀郡吉備中央町西大沢 鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷遊久の里
高速自動車国道 中国横断自動車道 広島浜田線	広島県広島市安佐北区安佐町飯室 広島県山県郡北広島町大字新庄	広島県広島市安佐南区伴西 島根県浜田市高佐町
高速自動車国道 四国縦貫自動車道	愛媛県四国中央市金生町下分	愛媛県大洲市東大洲
高速自動車国道 四国横断自動車道 愛南大洲線	愛媛県大洲北只	愛媛県西予市宇和町卯之町
高速自動車国道 四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県鳴門市撫養町木津 徳島県板野郡藍住町東中富 愛媛県四国中央市金生町下分	愛媛県四国中央市金生町下分 徳島県三好市井川町西井川 高知県南国市領石
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県北九州市門司区黒川東	鹿児島県鹿児島市西陵
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県えびの市大字永山	宮崎県宮崎市大字本郷北方

高速自動車国道 九州横断自動車道 長崎大分線	佐賀県鳥栖市柚比町 佐賀県鳥栖市幡崎町	長崎県諫早市多良見町市布山中 大分県別府市大字鶴見
高速自動車国道 東九州自動車道	福岡県北九州市小倉南区志井公園 福岡県豊前市大字久路土 大分県大分市大字片島 宮崎県児湯郡都農町大字川北朝草 鹿児島県曾於市末吉町深川	福岡県京都郡苅田町大字雨窪 大分県中津市三光下秣 大分県臼杵市大字野田 宮崎県宮崎市大字今泉上大久保 鹿児島県霧島市隼人町住吉
高速自動車国道 関門自動車道	山口県下関市棕野町	福岡県北九州市門司区黒川東
高速自動車国道 沖縄自動車道	沖縄県宜野湾市野嵩	沖縄県沖縄市上地
一般国道1号、一般国道478号(京滋バイパス)	滋賀県大津市神領	滋賀県大津市石山寺
一般国道2号(第二神明道路)	兵庫県神戸市須磨区高倉台 兵庫県神戸市垂水区舞多聞西	兵庫県加古郡播磨町野添 兵庫県神戸市西区伊川谷町上脇
一般国道2号(広島岩国道路)	広島県廿日市市滝の下	広島県大竹市小方
一般国道3号 (南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))	熊本県八代市上片町	熊本県八代市敷川内町
一般国道3号 (南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))	鹿児島県いちき串木野市大里	鹿児島県鹿児島市武岡
一般国道9号 (安来道路)	鳥取県米子市陰田町	島根県安来市佐久保町
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県京都郡みやこ町皆見	福岡県築上郡築上町大字上ノ河内
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市大字山本	大分県杵築市大字久木野尾字西畑部
一般国道10号 (隼人道路)	鹿児島県霧島市隼人町住吉	鹿児島県霧島市隼人町小浜
一般国道31号 (広島呉道路)	広島県広島市南区向洋新町	広島県安芸郡坂町横浜中央
一般国道34号 (長崎バイパス)	長崎県諫早市多良見町市布上市	長崎県長崎市平間町
一般国道42号 (湯浅御坊道路)	和歌山県有田郡広川町大字井関	和歌山県有田郡広川町大字上津木
一般国道196号 (今治・小松自動車道(今治小松道路))	愛媛県今治市長沢	愛媛県西条市丹原町願連寺
一般国道478号 (京都縦貫自動車道)	京都府南丹市桐ノ庄内林町	京都府亀岡市篠町夕日ヶ丘
一般国道497号 (西九州自動車道(佐世保道路))	長崎県佐世保市卸本町	長崎県佐世保市大黒町
一般国道497号 (西九州自動車道(武雄佐世保道路))	佐賀県武雄市東川登町大字袴野宇土手	長崎県佐世保市卸本町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、後行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	6 キロメートル	59,446 百万円	300,171 百万円
	桁	・橋梁(PC橋)の上部構造(桁)の架替え ・橋梁(PC橋)の上部構造の補修、補強(充填材の再注入、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	18 キロメートル	95,365 百万円	
土工・舗装	舗装	・舗装(路盤)の更新(高耐久化) ・上記に付随する舗装(表層・基層)及び路面標示等の取替え	342 キロメートル	93,846 百万円	
	切土	・土構造物(切土)の構造変更(ボックスカルバート化、押え盛土等) ・上記に付随する附属物の補修、取替え	1 箇所	10,124 百万円	
	盛土	・土構造物(盛土)の更新(盛土材の置換等) ・上記に付随する附属物の補修、取替え	- キロメートル	- 百万円	

別紙特2を次のとおり改める。

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	105百万円
H 2 8	7,861百万円
H 2 9	9,756百万円
H 3 0	13,246百万円
R 1	11,164百万円
R 2	32,061百万円
R 3	62,030百万円
R 4	59,630百万円
R 5	77,373百万円
R 6	183,054百万円
R 7	549,696百万円
R 8	244,321百万円
R 9	162,084百万円
R 1 0	142,578百万円
R 1 1	197,021百万円
R 1 2	22,471百万円
R 1 3	26,012百万円
R 1 4	32,725百万円
R 1 5	26,841百万円
R 1 6	47,299百万円
R 1 7	27,530百万円
R 1 8	6,815百万円
R 1 9	5,412百万円
R 2 0	7,286百万円

(注1) 平成27年度から令和6年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和7年11月27日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長

高松

勝

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長

芝村

善治